

AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業補助金交付要綱

6産労観受第13号
令和6年4月22日

(通則)

第1条 AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業実施要綱（令和6年4月22日付6産労観受第12号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都（以下「都」という。）内の観光事業者が取り組む、エリア単位での観光地の高付加価値化に資するAI等の先端技術の導入に係る経費の一部を補助することにより、観光地の面的な高付加価値化を促進していくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「事業者」とは企業等とし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等とする。
- (2) 「地域グループ」とは2以上の事業者から構成される企業等のグループをいう。

(支援の対象者)

第4条 本事業の支援の対象者は、以下に掲げる要件を全て満たす事業者から構成される地域グループとする。

- (1) 都内で営業する施設等を有すること
- (2) 労働関係法令について、次の要件を満たしていること
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせてい

ないこと

エ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること

2 次に該当する者はこの要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するものがある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている者及びこれに類する者
- (4) 過去 5 年以内に刑事法令による罰則の適用を受けている者（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (6) 事業税その他租税の未納がある者
- (7) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (8) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っている者
- (9) 過去に国・都道府県・区市町村から補助事業の交付決定取消しを受けた者、または法令違反等不正の事故を起こした者

（補助金の交付対象）

第 5 条 この補助金は、前条の要件を満たす地域グループの代表企業として事業を統括し責任を負う事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、交付する。

- 2 この補助金は当該地域グループが、構成員事業者の有する複数の施設の連携により、エリア単位で観光地における AI 等の先端技術の実装を図り、観光地の面的な高付加価値化を図るために必要な別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。
- 3 補助事業者が行う事業は、交付決定の日からその日が属する年度の最終日までに実施した事業とする。

（補助金の額）

第 6 条 知事が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（1 千円未満の端数は切捨て）又は 1 申請当たりの補助限度額 40,000 千円のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、別記第1号様式による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

3 補助事業者は、交付申請の日からその日が属する年度の最終日まで、同一の構成員を含む地域グループで複数の申請をすることはできない。ただし、地域グループに含まれる同一の構成員が2分の1未満である場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、支援対象として適正と認められるときは補助金の交付決定をし、別記第3号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付決定に当たり補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、第6条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

（申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等）

第9条 補助事業者は、第8条第1項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第5号様式による変更等承認申請書に必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号における軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、経費の区分とは、第7条第1項に基づき提出する計画書において、収支計画に定める区分とし、配分された額の変更とは、経費区分ごとの配分額のいずれか低い額の20%を超える流用増減を行う場合とする。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止（廃止）しようとするとき

2 知事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第5号様式の2により補助事業者に通知するものとする。この際、知事は承認に際し、必要に応じて条件を付す、若しくは変更内容を修正することができるものとする。

(状況報告)

第13条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第14条 知事は、前条の規定による報告等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときは、速やかに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 7 号様式により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第 6 条の規定により算出する額（1 千円未満の端数は切捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期間までにこれらに適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

- 2 第 15 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の請求及び支払)

第 18 条 知事は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記第 8 号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 19 条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、不正の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行うことができる。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 補助金を他の用途に使用したとき

(4) 補助対象設備等無断で処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄）、移設したとき

(5) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき

(6) 補助対象事業者その他補助要件に該当しない事実が判明したとき

(7) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき

(8) その他、東京都が補助事業として不適切と判断したとき

- 2 前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者へ通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第20条 補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。

ただし、東京都、東京都の政策連携団体、国、都道府県、区市町村等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助金の返還)

第21条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は補助金の交付決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了後又は補助金の交付決定に係る補助対象期間が終了した日以降、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日又は補助金の交付決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等のうち、効用の増加により価格が50万円以上となったものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第9号様式による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(補助事業の公表と成果の発表)

第 24 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者の名称、補助事業名、補助事業の成果等を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第 25 条 補助事業者は、補助事業の完了した日又は補助金の交付決定に係る補助対象期間が終了した日が属する会計年度の終了後 5 年間に於いて、都職員による、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 26 条 知事が第 19 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 21 条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 27 条 知事が前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 28 条 知事が第 26 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 29 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(義務の承継)

第 30 条 補助事業者が補助事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承

継させる場合において、交付決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、補助事業者はそのために必要な手続を行わなければならない。

(その他)

第 31 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費

1. 機械設備導入費

観光地の高付加価値化に資する新サービス・商品の開発等に直接必要な機械装置や備品の新たな購入、リース・レンタル（据付費・運送費も含む。）に要する経費

【経費例】混雑状況計測機器、キャッシュレス対応機器等

<注意事項>

ア 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合は、補助対象期間内に新たに賃貸借契約を締結したものに限り補助対象とする。

イ 割賦により調達した場合はすべての支払が補助対象期間内に終了するものに限り補助対象とする。

ウ 次の経費は、補助対象とならない。

（ア）リース、レンタルについて、補助対象期間外に係る経費

（イ）自社又は地域グループ構成員以外に設置する機械装置・備品等に係る経費

（ウ）中古品の購入等に係る経費

エ 1件100万円（税抜）以上の購入品については、原則として2社以上の見積書（単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの。）が必要となる。

オ 設備等の導入に当たり、施設の改装工事等が必要となる際は、当該工事費用も補助対象とする。

2. システム等導入経費

観光地の高付加価値化に資する新サービス・商品の開発等に直接必要な新たなシステム構築、ウェブサイト制作、ソフトウェア導入、クラウド利用等に要する経費

(1) 外注費

新たなシステム構築、ウェブサイト・アプリ制作、クラウド利用、データ解析等について、事業者、大学、公設試験研究機関等に外注・委託するための経費

※補助対象期間内に委託業務の完了が必要となる。

※月々の利用料が発生するものは、補助対象期間内の経費に限る。

※構築したシステム等の保守費用は補助対象外とする。

(2) ソフトウェア導入費

新たなソフトウェア導入に要する経費

※ワード、エクセル等の汎用性のあるものは補助対象外とする。

※継続したソフトウェアの導入・利用の場合は、補助対象期間内の経費が補助対象となる。

3. 専門家指導費

観光地の高付加価値化に資する新サービス・商品の開発等に直接必要な専門的な技術・知識等について、新たに外部の専門家から指導・助言を受ける場合の謝金に要する経費（外部専門家が事業者の事務所等へ赴く場合に支払われる交通費を含む。）

【経費例】技術指導、自社研修、マーケティング指導 等

<注意事項>

- ア 自社の取組に対し、専門家からアドバイスを受ける場合が対象となる。
- イ 実績報告時に指導報告書の提出を必要とする。
- ウ 補助対象期間中に新たに契約したもののみ補助対象となる。
- エ 交通費のうち、次のものは補助対象とならない。
タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代など公共交通機関以外のもの
の利用による交通費（他に鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線のプレミアムシート
等及び国際線のファーストクラス・ビジネスクラス料金等）
- オ 交通費のうち、等級を設ける船を利用する場合、船舶運賃が三段階に分かれているものは
中級以下（例えば、「特等」「一等」「二等」と分かれているものは「一等」）、二段階に分か
れているものは下級の運賃を補助対象とする。
- カ 既存事業や経営に係る顧問契約の一部を補助対象とすることはできない。
- キ 補助事業の事務手続に係る指導・助言は補助対象とならない。

2 補助対象とならない経費

- ・ 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料、送料等）
- ・ 法定耐用年数に満たない既存施設に係る、機能維持を目的とした修繕・保守等に係る経費
- ・ 設備・機器等設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費
- ・ 土地・建物の取得、造成及び補償に係る費用
- ・ 建物の増改築費
- ・ 中古市場で価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 使用実績がないもの
- ・ 補助事業に直接必要のない経費
- ・ 委託契約において委託先の資産となるもの
- ・ 経常的な性格を有する経費
- ・ 実施主体である地域グループ構成員の関係者（地域グループ構成員の代表者、役員及び従業員）及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費
- ・ 交付申請のない機器、設備及び物品等の購入
- ・ 代表企業が支払を行っていない経費（ただし、地域グループ構成員が支払った経費で代表企業が承認したものを除く。）
- ・ 地域グループ構成員の親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真にやむを得ない場合を除く。）
- ・ 東京都の他の補助金、委託費等により支弁されている経費
- ・ 金券等購入費
- ・ 法令等で義務付けられ、当然整備すべきとされている設備に係るもの

- ・ 過剰とみなされる機器等を導入する経費、一般的な市場価格または事業内容に対して著しく高額な経費
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ その他以下に掲げる経費
 - ― 役員、来賓等の特定の者に係る経費
 - ― 共催団体に対して支出する経費 等